



栃木県公報

令和6(2024)年
2月6日(火)
第477号

目次

告示

○生活保護法による指定医療機関の指定	89
○生活保護法による指定施術機関の指定	89
○生活保護法による指定医療機関の事業の廃止	90
○生活保護法による指定医療機関の指定辞退	90
○道路の区域の変更	90

告示

栃木県告示第82号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第49条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和6(2024)年2月6日

栃木県知事 福田 富一

1 病院、診療所又は薬局

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
令和6(2024)年1月1日	クローバー薬局 佐野店	佐野市高萩町1332-5 ガーデンパレス高萩Ⅱ 1階
令和5(2023)年12月1日	パンダ薬局	小山市大字神鳥谷1847-3
令和5(2023)年12月1日	寺田クリニック	小山市大字粟宮字溜下47

2 指定訪問看護事業者等

指 定 年 月 日	指 定 訪 問 看 護 事 業 者 等		訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 等	
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
令和5(2023)年10月1日	医療法人社団福田会	真岡市並木町3-10-6	福田記念病院訪問看護ステーション	真岡市並木町3-10-6
令和6(2024)年1月1日	医療法人徳真会	真岡市荒町3-45-16	医療法人徳真会真岡病院訪問看護ステーション	真岡市荒町3-45-16

栃木県告示第83号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人

等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第55条第1項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和6(2024)年2月6日

栃木県知事 福田 富一

指 定 年 月 日	施 術 者		施 術 所	
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地
令 和 6 (2024) 年 1 月 12 日	高野 剛	-	那須塩原市格闘技ジ ムFCYs内接骨院	那須塩原市西栄町1- 3

栃木県告示第84号

次の指定医療機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6(2024)年2月6日

栃木県知事 福田 富一

病院、診療所又は薬局

廃 止 年 月 日	名 称	所 在 地
令 和 5 (2023) 年 11 月 30 日	寺田クリニック	小山市大字粟宮字溜下47
令 和 5 (2023) 年 11 月 30 日	パンダ薬局	小山市大字神鳥谷1847-3
令 和 5 (2023) 年 11 月 30 日	杉浦薬局	那須郡那珂川町馬頭333-3

栃木県告示第85号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第51条第1項の規定により次の指定医療機関から指定辞退の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6(2024)年2月6日

辞 退 年 月 日	名 称	所 在 地
令 和 5 (2023) 年 12 月 31 日	目黒歯科医院	佐野市田沼町289-4

(保健福祉課)

栃木県告示第86号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和6(2024)年2月6日から同年3月6日まで一般の縦覧に供する。

令和6(2024)年2月6日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類 一般国道

路線名 123号

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	前	芳賀郡益子町大字芦沼字久根下405-1から 芳賀郡益子町大字芦沼字沼平652-3まで	11.2～14.2	150.8	
	後	芳賀郡益子町大字芦沼字久根下405-1から 芳賀郡益子町大字芦沼字沼平652-3まで	12.5～19.1	150.8	

(道路保全課)